

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画推進の体制と仕組み

(1) 計画推進の体制

計画の推進にあたっては、介護保険・高齢福祉担当課、庁内関係課のほか、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

(2) 計画の進捗状況の確認

介護保険事業については、サービスの種類ごとに事業目標を設定していることから、毎年度の事業者の参入状況、サービス供給量などについて把握し、達成状況を点検するとともに、必要に応じて目標達成に向けた方策を講じていくものとします。

なお、「花巻市介護保険運営協議会」等の第三者機関に、高齢者福祉施策や介護保険事業の進捗状況や課題等の情報を提供し、意見を求めるなどして計画の実現に活かします。

(3) 市民への情報提供と計画への参画

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であるため、各地域において「花巻市高齢者いきいきプラン」の説明会を実施するなど、計画を周知していきます。特に、介護保険事業等については年度ごとのサービス給付実態や進捗状況を市ホームページや広報はなまきなどの媒体を通じてお知らせしていきます。

また、計画の終了年次においては、次期の計画策定のため、アンケートなどにより実態や利用者の意向を把握するとともに、市民公募委員や介護保険事業者、公的団体の代表者などで構成する審議会等を設置し、計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行ない、次期の計画に反映させていきます。